

電気保安功労者表彰制度について

北海道産業保安監督部 電力安全課

我が国の産業の発展及び国民生活の向上にともなって、電気が果たす役割はますます大きくなってきております。また、工場等をはじめ一般家庭の電気設備は、大型かつ複雑化してきており、このため感電、火災事故等の電気事故の発生を防止するためには、関係者の不断の努力が必要です。

このような観点から、電気保安に功労のあった者を他の模範として表彰することは、電気保安体制の一助として有意義であります。

昭和35年には、「国民安全の日（毎年7月1日）」の創設が閣議了解され、国民の安全に関して功績のあったもの（安全功労者）に対して、内閣総理大臣及び関係各大臣がそれぞれ表彰を行うこととなりましたが、電気保安功労者に対する表彰は、これらの一環として実施されていません。

電気保安功労者の表彰については、昭和39年度から毎年3月25日（電気記念日）の至近日の日をもって実施してきましたが、昭和56年度より通商産業省（現 経済産業省）の主唱の下に、感電死傷事故の発生が最も多い8月を「電気使用安全月間」と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開するほか、電気保安功労者の表彰もこの期間内に実施することにより、運動をより効果的なものとするとしています。

表彰にあたっては、工場等、電気工事業者の営業所、個人及び団体の4者について、いずれも電気保安に関し、保守運営体制の優良なもの、管理体制の優良なもの、保安教育の推進、安全思想の普及など永年にわたり努力してきたもの及び災害その他の非常の場合において、電気保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められるものを対象に選考しています。

被表彰者の決定に当たっては、北海道電気安全委員会の「電気保安功労者表彰選考要綱」に基づき選考され推薦を受けた候補者の中から、当部の「電気保安功労者表彰審査会設置要綱」に基づく審査会において慎重な審査を行い、「電気保安功労者表彰選考基準」に適合し優良で他の模範と認められた者を選考しております。

表彰実施者は、経済産業大臣及び北海道産業保安監督部長（注1）のほか、北海道電気安全委員会委員長となっております。

（経済産業大臣表彰は、北海道産業保安監督部長表彰（注2）を受賞した後の功績が顕著なものが対象となります）

（注1）組織改正等により平成24年度から従前の原子力安全・保安院長表彰に替わり実施

（注2）平成16年度までの北海道経済産業局長表彰及び平成23年度までの原子力安全・保安院長表彰を含む

（お問い合わせ先）

○経済産業省北海道産業保安監督部 電力安全課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
（電話:011-709-2311（内線2720））

○北海道電気安全委員会

〒060-0041 札幌市中央区大通東3丁目 北海道電気会館
一般社団法人日本電気協会北海道支部内
（電話:011-221-2759、FAX:011-222-6060）